

北海道中小企業総合振興資金融資制度の

ステップアップ貸付 【政策サポート「ものづくり」】

対象者

- ・国や道の認定を受け、新分野進出や新製品の事業化に取り組む方
- ・道外企業との協定等による、災害時の代替生産など、バックアップに資する事業を行う方

「ものづくり」は、
地域（ふるさと）産業の力

融資金額

1億円
以内

融資期間

10年以内
(うち据置1年以内)

融資利率

固定金利	
3年以内	年1.1%
5年以内	年1.3%
7年以内	年1.5%
10年以内	年1.7%

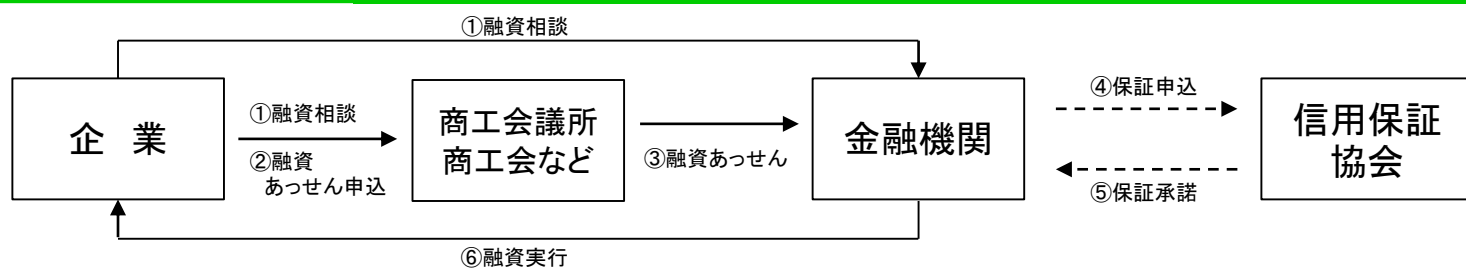
変動金利
年1.1%

※融資期間が3年を超える場合に限る

融資条件

融資対象	(1) 北海道産業振興条例に基づき事業計画の認定を受けた者であって、製品開発などにより新分野・新市場進出等を目指す事業を行うもの (2) 次の法律に基づく国等の認定等を受けた計画に係る事業を行うもの ・中小企業地域資源活用促進法 ・地域未来投資促進法 (3) 国又は地方公共団体等の補助金等の交付を受けた技術・製品の開発等の事業又は、補助金等を受けて開発した技術・製品等を利用した事業を行うもの (4) 自ら開発した新製品又は他の者が開発した技術を応用した新製品を生産する事業等で、技術・ノウハウ等の面で新規性を有するものとして公設の試験研究機関が認めた事業を行うもの (5) 道外企業との協定等による災害時の代替生産など、バックアップに資する事業を行うもの										
資金使途	事業資金 <ul style="list-style-type: none"> ・融資対象(1)～(4)については、認定計画や補助金等により開発した新製品・新技術の事業化に関する事業資金(設備投資や販路拡大経費等) ・融資対象(5)については、バックアップ生産を見据え新たに整備する設備資金、バックアップ生産受注に伴い一時的に発生する運転資金 										
融資金額	1億円以内										
融資期間	10年以内(うち据置1年以内)										
融資利率	<table border="0"> <tr> <td>【固定金利】</td> <td>【変動金利】</td> </tr> <tr> <td>3年以内 年1.1%</td> <td>年1.1%</td> </tr> <tr> <td>5年以内 年1.3%</td> <td>※融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る</td> </tr> <tr> <td>7年以内 年1.5%</td> <td>※市場実勢に応じて半年毎に金利が変わります</td> </tr> <tr> <td>10年以内 年1.7%</td> <td></td> </tr> </table>	【固定金利】	【変動金利】	3年以内 年1.1%	年1.1%	5年以内 年1.3%	※融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る	7年以内 年1.5%	※市場実勢に応じて半年毎に金利が変わります	10年以内 年1.7%	
【固定金利】	【変動金利】										
3年以内 年1.1%	年1.1%										
5年以内 年1.3%	※融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る										
7年以内 年1.5%	※市場実勢に応じて半年毎に金利が変わります										
10年以内 年1.7%											
担保及び保証人	取扱金融機関の定めるところによる										
償還方法	取扱金融機関の定めるところによる										
信用保証	必要により信用保証協会の保証に付することがある										
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合										

融資までの基本的な流れ



お申し込み方法

資金の借入を希望する方は、所定の「融資あっせん申込書」に必要な事項を記載し、地元の商工会議所又は商工会(※)に「融資あっせん」の申込みをしてください。(貸付メニュー毎に定める計画書などの書類を添えること)

(※)・中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会へ申込みも可。
・(公財)北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

お問い合わせ先

地元の商工会議所または商工会へお問い合わせいただくほか、北海道経済部地域経済局中小企業課(Tel.011-204-5346)、または各総合振興局・振興局の商工労働観光課、小樽商工労働事務所にお問い合わせください。

北海道ホームページからも確認できます。

北海道 制度融資

検索

